

長崎市告示第 524 号

長崎市認定地域クラブ活動費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 7 月 14 日

長崎市長 鈴木 史 朗

長崎市認定地域クラブ活動費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

長崎市認定地域クラブ活動費補助金交付要綱（令和 6 年長崎市告示第 2 2 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（定義） 第 2 条 この要綱において、<u>次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u> (1) <u>認定地域クラブ活動 次に掲げる要件を全て満たす活動をいう。</u> ア <u>学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。</u>	（定義） 第 2 条 この要綱において、「<u>認定地域クラブ活動</u>」とは、<u>次の各号に掲げる要件の全てを満たす活動をいう。</u> (1) <u>学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。</u>

イ 適切な活動時間及び休養日が設定されていること。

ウ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。

エ 適切な指導の実施体制が確保されていること。

オ 適切な安全確保の体制が確保されていること。

カ 適切な運営体制が確保されていること。

キ 学校等との連携が適切に行われていること。

(2) 休日 次に掲げる日をいう。

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日（イに掲げる日を除く。）

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

(2) 適切な活動時間及び休養日が設定されていること。

(3) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。

(4) 適切な指導の実施体制が確保されていること。

(5) 適切な安全確保の体制が確保されていること。

(6) 適切な運営体制が確保されていること。

(7) 学校等との連携が適切に行われていること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る次に掲げる経費とする。

(1) 人件費

(2) 報償費

(3)～(8) [略]

(9) 負担金、補助及び交付金

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 平日の認定地域クラブ活動 別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める補助基準額と、平日の認定地域クラブ活動に係る補助対象経費の合計額から平日の認定地域クラブ活動に係る収入（会員の保護者等が負担したものに限る。）を控除した額のいずれか低い額

(2) 休日の認定地域クラブ活動 別表第2に掲げる区分に応じ、

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る次に掲げる経費とする。

(1) 報酬

[新設]

(2)～(7) [略]

(8) 負担金

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額と補助対象経費の合計額のいずれか低い額とする。

(1) 運動クラブ（競技又はレクリエーションを目的とする身体運動を行う団体をいう。）及び吹奏楽クラブ（吹奏楽（オーケストラを含む。）を行う団体をいう。） 1,570円に補助対象事業を行う日の属する年度の5月31日現在の当該クラブの会員（本市に所在する中学校（学校教育法第1条に規定する中学校（同条に規定する特別支援学校の中学部を含む。））の生徒に限る。次号において同じ。）の数を乗じて得た額

(2) 文化クラブ（前号以外の文化活動を行う団体をいう。） 1,0

それぞれ当該区分に定める補助基準額と、休日の認定地域クラブ活動に係る補助対象経費の合計額から休日の認定地域クラブ活動に係る収入（会員の保護者等が負担したものに限る。）を控除した額のいずれか低い額

（交付の申請）

第6条 規則第3条第1項の期日は、補助対象事業を行う年度の3月31日とする。

[削る]

2 規則第22条の規定により、補助金の交付の申請は、規則第3条第1項の申請書に代えて、前条第1号の補助金にあっては長崎市認定地域クラブ活動費補助金交付申請書（平日分）（第1号様式）、前条第2号の補助金にあっては長崎市認定地域クラブ活動費補助金交付申請書（休日分）（第1号様式の2）によるものとする。

3 規則第3条第2項の規定により、同条第1項第1号から第3号までに規定する書類の添付は省略するものとする。ただし、規則第15条第1項ただし書の規定により概算払により補助金の交付

70円に補助対象事業を行う日の属する年度の5月31日現在の当該クラブの会員の数を乗じて得た額

（交付の申請）

第6条 規則第3条第1項の期日は、補助対象事業を行う年度の7月31日とする。

2 規則第3条第1項第5号の市長が必要があると認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 認定地域クラブの会則又は規約

(2) 認定地域クラブの役員名簿

3 規則第22条の規定により、補助金の交付の申請は、規則第3条第1項の申請書に代えて、長崎市認定地域クラブ活動費補助金交付申請書（第1号様式）によるものとする。

[新設]

を受けようとする場合は、規則第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する書類を添付するものとする。

4 [略]

(交付の条件)

第 7 条 規則第 5 条第 1 項第 4 号の市長が必要と認める事項は、次の各号に定める事項とする。

(1) [略]

(2) 第 5 条第 1 号の補助金の交付を受けようとする場合は、長崎市立小・中学校課外クラブ活動費補助金交付要綱（令和 3 年長崎市告示第 2 5 6 号）第 1 条に規定する長崎市立小・中学校課外クラブ活動費補助金が交付されていないこと。

(実績報告)

第 9 条 規則第 1 2 条第 2 号の別に定める期日は、補助対象事業を実施する日の属する年度の翌年度の4 月 5 日とする。

2 規則第 1 2 条第 2 号の市長が必要と認める書類は、認定地域クラブの事業報告書とする。

3 規則第 2 2 条に規定により、補助対象事業が完了したときは、規則第 1 2 条の補助事業等実績報告書に代えて、第 5 条第 1 号の

4 [略]

(交付の条件)

第 7 条 規則第 5 条第 1 項第 4 号の市長が必要と認める事項は、次の各号に定める事項とする。

(1) [略]

(2) 長崎市立小・中学校課外クラブ活動費補助金交付要綱（令和 3 年長崎市告示第 2 5 6 号）第 1 条に規定する長崎市立小・中学校課外クラブ活動費補助金が交付されていないこと。

(実績報告)

第 9 条 規則第 1 2 条第 2 号の別に定める期日は、補助対象事業を実施する日の属する年度の翌年度の4 月 3 0 日とする。

2 規則第 1 2 条第 2 号の市長が必要と認める書類は、認定地域クラブの事業報告書及び監査を受けて承認を経た収支決算書とする。

3 規則第 2 2 条に規定により、補助対象事業が完了したときは、規則第 1 2 条の補助事業等実績報告書に代えて、長崎市認定地域

補助金にあっては長崎市認定地域クラブ活動費補助金交付実績報告書（平日分）（第２号様式）、第５条第２号の補助金にあっては長崎市認定地域クラブ活動費補助金交付実績報告書（休日分）（第２号様式の２）により行うものとする。

[削る]

第１０条 [略]

（補助金の交付手続の特例）

第１１条 規則第２１条の規定により、規則第１５条第１項ただし書の規定により概算払により補助金の交付を受けた場合を除き、規則第１３条の手続は、規則第６条に規定する手続に併合するものとする。

第１２条・第１３条 [略]

クラブ活動費補助金交付実績報告書（第２号様式）により行うものとする。

（補助金の交付）

第１０条 規則第１５条第１項ただし書の規定により、前金払により交付するものとする。

第１１条 [略]

（補助金の交付手続の特例）

第１２条 規則第２１条の規定により、規則第１３条の通知は、省略するものとする。

第１３条・第１４条 [略]

附則の次に別表として次の２表を加える。

別表第 1（第 5 条関係）

区 分	補 助 基 準 額
(1) 運動クラブ（競技又はレクリエーションを目的とする身体運動を行う団体をいう。以下同じ。）及び吹奏楽クラブ（吹奏楽（オーケストラを含む。）を行う団体をいう。以下同じ。）	1, 5 7 0 円に補助対象事業を行う日の属する年度の 5 月 3 1 日現在の当該クラブの会員（本市に所在する中学校（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 2 号）第 1 条に規定する中学校（同条に規定する特別支援学校の中学部を含む。））の生徒に限る。次号において同じ。）の数を乗じて得た額
(2) 文化クラブ（前号以外の文化活動を行う団体をいう。以下同じ。）	1, 0 7 0 円に補助対象事業を行う日の属する年度の 5 月 3 1 日現在の当該クラブの会員の数を乗じて得た額

別表第 2 （第 5 条関係）

区 分	補助基準額			
	月 4 回 以上 活 動	月 3 回 程度 活 動	月 2 回 程度 活 動	月 1 回 程度 活 動
(1) 会 員 数 2 7 人 以 上 で 指 導 者 を 3 人 以 上 配 置	運 動 ク ラ ブ 6 7 3 千 円 文 化 ク ラ ブ 6 9 1 千 円	運 動 ク ラ ブ 5 5 0 千 円 文 化 ク ラ ブ 5 6 9 千 円	運 動 ク ラ ブ 4 2 7 千 円 文 化 ク ラ ブ 4 4 6 千 円	運 動 ク ラ ブ 3 0 5 千 円 文 化 ク ラ ブ 3 2 3 千 円
(2) 会 員 数 1 3 人 か ら 2 6 人 ま で で 指 導 者 を 2 人 配 置	運 動 ク ラ ブ 5 7 6 千 円 文 化 ク ラ ブ 5 9 6 千 円	運 動 ク ラ ブ 4 7 5 千 円 文 化 ク ラ ブ 4 9 4 千 円	運 動 ク ラ ブ 3 7 3 千 円 文 化 ク ラ ブ 3 9 3 千 円	運 動 ク ラ ブ 2 7 2 千 円 文 化 ク ラ ブ 2 9 1 千 円
(3) 会 員 数 5 人 か ら 1 2 人 ま で で 指 導 者 を 1 人 配 置	運 動 ク ラ ブ 4 2 3 千 円 文 化 ク ラ ブ 4 4 3 千 円	運 動 ク ラ ブ 3 5 6 千 円 文 化 ク ラ ブ 3 7 7 千 円	運 動 ク ラ ブ 2 9 0 千 円 文 化 ク ラ ブ 3 1 1 千 円	運 動 ク ラ ブ 2 2 4 千 円 文 化 ク ラ ブ 2 4 5 千 円

備考

- 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、上記のそれぞれの補助基準額に応じ、月割によって計算する（千円未満切り捨て）。
- 会員数は、長崎市に所在する中学校の生徒の数とし、各月の会員数の年間平均（小数点以下は切り上げ）で算出する。
- 会員数が27人以上の場合であっても、指導者が2人の場合には(2)の補助単価を、指導者が1人の場合には(3)の補助単価を適用する。

- 4 会員数が13人から26人までの場合であっても、指導者が1人の場合には(3)の補助単価を適用する。
- 5 会員数が5人未満の地域クラブ活動については、原則として補助対象外とするが、へき地、離島で実施している場合など、特別な事情があると認められる場合は、補助対象とし、(3)の補助単価を適用する。

第 1 号様式を次のように改める。

第 1 号様式（第 6 条関係）

長崎市認定地域クラブ活動費補助金交付申請書（平日分）

年 月 日

（あて先） 長崎市長

申請者 住所
団体名
代表者

長崎市認定地域クラブ活動費補助金交付要綱第 6 条第 3 項の規定により、
次のとおり申請します。

補助年度		補助事業等の名称	長崎市認定地域クラブ活動費補助金
補助事業等の目的及び内容		長崎市認定地域クラブ活動費補助金交付要綱に定めるもの	
クラブの種類			
1 人当たり単価①			
5 月 31 日現在の会員数②			
基準額 I（①×②）			
平日の活動に要する経費③			
平日の活動に係る収入④			
基準額 II（③－④）			
交付申請額（基準額 I と基準額 II の少ない方）			

第 1 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第1号様式の2（第6条関係）

長崎市認定地域クラブ活動費補助金交付申請書（休日分）

年 月 日

（あて先） 長崎市長

申請者 住所
団体名
代表者

長崎市認定地域クラブ活動費補助金交付要綱第6条第3項の規定により、次のとおり申請します。

補助年度		補助事業等の名称	長崎市認定地域クラブ活動費補助金
補助事業等の目的及び内容	長崎市認定地域クラブ活動費補助金交付要綱に定めるもの		

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
活動回数													
うち休日の活動回数													
休日所属会員数													
休日指導者数													

クラブの種類		事業実施月数		平均休日活動回数	
平均休日会員数		平均休日指導者数		基準額Ⅰ	
休日の活動に要する経費①			休日の活動に係る参加費等の収入②		
基準額Ⅱ (①－②)			交付申請額（基準額Ⅰと基準額Ⅱの少ない方）		

- ・事業実施月数に1月に満たない端数があるときは、1月として計算する。
- ・平均休日活動回数に小数点以下の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入する。
- ・平均休日会員数に小数点以下の端数が生じた場合は、これを切り上げる。
- ・平均休日指導者配置人数に小数点以下の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第9条関係）

長崎市認定地域クラブ活動費補助金実績報告書（平日分）

年 月 日

（あて先） 長崎市長

補助対象者 住所

団体名

代表者

長崎市認定地域クラブ活動費補助金交付要綱第9条第2項の規定により、次のとおり報告します。

交付決定 年月日		文書番号	
補助年度		補助事業等の 名称	長崎市認定地域クラブ活動費補助金
補助事業の 完了年月日		補助金交付決 定金額	
補助金の既交付金額			
クラブの種類			
1人当たり単価①			
5月31日現在の会員数②			
基準額Ⅰ（①×②）			
平日の活動に要する経費③			
平日の活動に係る収入④			
基準額Ⅱ（③－④）			
補助事業等の経費精算額 （補助対象金額）			

第 2 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第 2 号様式の 2（第 9 条関係）

長崎市認定地域クラブ活動費補助金交付実績報告書（休日分）

年 月 日

（あて先） 長崎市長

補助対象者 住所
団体名
代表者

長崎市認定地域クラブ活動費補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

交付決定 年月日		文書番号	
補助年度		補助事業等の名称	長崎市認定地域クラブ 活動費補助金
補助事業の 完了年月日		補助金交付決定金額	
補助金の既交付金額			

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
活動回数													
うち休日の 活動回数													
休日所属 会員数													
休日指導 者数													

クラブの種 類		事業実施 月数		平均休日 活動回数	
平均休日 会員数		平均休日 指導者数		基準額 I	
休日の活動に 要する経費①			休日の活動に係る参加 費等の収入②		
基準額 II (①－②)			交付申請額（基準額 I と 基準額 II の少ない方）		

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和８年度の予算に係る補助金から適用する。